

# 山梨県公報

第七百二号

平成十八年

九月二十八日

木曜日

## 目次

告示	家畜伝染病の発生	七〇三
	腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	七〇三
	土地改良事業の施行同意(二件)	七〇四
	建築基準法に基づく道路位置指定	七〇四
訓令	山梨県公印規程の一部を改正する訓令	七〇四
公告	平成十七年度における人事行政の運営の状況について	七〇五
	平成十七年度における人事委員会の業務の状況について	七一五
	大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	七二一
	国土調査の成果の認証	七二二
教育委員会	非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令	七二二
	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部改正	七二二
その他	落札者等の決定について(二件)	七二二

## 告示

### 山梨県告示第五百五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生場所	発生日
腐蛆病	みつばち	患畜	一	北杜市須玉町若神子	平成十八年九月十一日

### 山梨県告示第五百六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 指定区域

北杜市須玉町若神子(御所前、上河原、妙円寺下、三崎前、妙円寺前、竹ノ内、出口、大石河原、塩田、堰下東、御所村、西出口、堰下西、五反田、後田、御所村北、朝日田、上片瀬、下片瀬、小手指、滝ノ口、小林、古城、天白、湯沢、西林、鯨、大久保、東和田、下和田、向鯨、岩根及び肥道の区域に限る。)、大蔵(上町田、下町田、白金、塚田、山崎、上之段、東前田、西前田、甘三夜下、大坪、一道上、一道下、石蔵、高砂、中返り、西御所、西久保及び隆蔵の区域に限る。)、藤田(腰巻、御崎、家之下、清水、滝下、山崎及び寺之前の区域に限る。)、大豆生田(獅子河原、多ヤ下、大免、二ツ木、妙河原及び田ヤ前の区域に限る。)、若神子新町(干イ免、肥道、大坪、向鯨、中神、宮下及び横屋敷の区域に限る。)、小倉(中川手、下川手、西川手、上ノ段、芝原田、下町田、下中尾、上町田及び上中尾の区域に限る。)、六平(前田、久保田、笠張及び宮田の区域に限る。)、東向(山東、飛津及び長坂の区域に限る。)、並びに明野町下神取(浦田、神鳥、前町及び神明の区域に限る。)、浅生神田(白山、洞、踊石、長坂、古屋敷、栃沢、陣馬及び東古神田の区域に限る。)、及び上神取(上和田、中川原、寺前、向原及び大日川原の区域に限る。)、並びに高根町下黒沢(大屋田、土城、向井、市窪、似田、泥里、湯澤、宮平、打越、坂上、以後田、仲田、斜、大久保、馬場、日影田、穴道、後田及び向林の区域に限る。)、蔵原(川久保、作道、新井、西の入及び東久保の区域に限る。)、及び箕輪(下耕地、猫沢、大坪尻、大林窪下及び大林原の区域に限る。)、の区域

二 指定家畜の種類

# 訓令

## 山梨県訓令第十八号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成十八年九月二十八日  
 山梨県知事 山本 栄彦  
 出 先 機 関 本 庁

### 山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令第九号）の一部を次のように改正する。  
 第八条第一項第二十二号中、「税務出納員印及び企業出納員印」を「及び税務出納員印」に改め、同項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「出先機関」の下に、「及び警察本部」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。  
 二十四 企業出納員印 当該企業出納員

### 別表現金収納員印の項中

総事金印 県税現員号 梨県所納番 山合務収（	第三	一八三 リ 方 ト ル 平	吉 参 四 富 士 ・ 東 部 地 域 県
			中北地域県民セン 峡東地域県民セン 峡南地域県民セン

ター現金領収用  
 ター現金領収用  
 ター現金領収用  
 民センター現金領収用

総事金印 県税現員号 梨県所納番 山合務収（	第三	一八三 リ 方 ト ル 平	吉 参 四 富 士 ・ 東 部 地 域 県
山梨県警察 本部現金収 納員印	第四	一八三 リ 方 ト ル 平	警察本部現金

三 指定の概要  
 指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要  
 指定期間 平成十八年九月十一日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

### 山梨県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十八年九月十五日に土地改良事業（穴山地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。  
 平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十八年九月十五日に土地改良事業（甲西地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。  
 平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第五百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
 甲斐市万才字正明一〇三七番三
- 二 道路の幅員  
 最大幅員四・八六メートル 最小幅員四・八二メートル
- 三 道路の延長  
 三四・四九メートル

県民センター現金領収用  
県民センター現金領収用  
県民センター現金領収用  
部地域県民センター現金領収用

領収用

に改め、同表企業出納員印の項中

山梨県  
病院企業出

納員印  
を  
山梨県  
企業納  
に、「病院出納事務用」を「病院事業出納事務用」に改め  
る。

附則

この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

公 告

● 平成十七年度における人事行政の運営の状況について  
山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）  
第二条の規定により任命権者から平成十七年度における人事行政の運営の状況について  
報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

# 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

## 1 任用

### (1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		
		平成17年	平成16年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用	3,496	3,541	-45
	再任用職員(常勤)	4	2	2
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	1	1	
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,501	3,544	-43
特 別 行 政 部 門	正式任用	10,799	10,785	14
	再任用職員(常勤)	23	16	7
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,822	10,801	21
公 営 企 業 会 計 部 門	正式任用	1,016	1,021	-5
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	1,016	1,021	-5
合 計		15,339	15,366	-27

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

### (2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成17年度)

職 種	区 分 採 用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	87	73	29	15	17	134
医 療 職	102	9	12	71	5	97
技能労務職	0	8	2	2	1	13
教 育 職	214	78	42	39	32	191
公 安 職	83	16	10	10	19	55
合 計 (構成比%)	486	184 (38)	95 (19)	137 (28)	74 (15)	490

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

### (3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成17年4月1日現在、公安職については平成17年3月18日及び25日のものを含む)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		38	146	393	
医 療 職			5	45	
技能労務職				13	
教 育 職			61	91	
公 安 職		3	13	127	

合 計	41	225	669	0
-----	----	-----	-----	---

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上  
 ※2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、参事官・所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	議会	24	24		
	総務企画	651	671	-20	新県立大学設置準備室の廃止等
	税務	115	114	1	外形標準課税業務等
	民生・衛生	870	873	-3	福祉業務の体制見直し等
	商工・労働	295	292	3	観光振興業務等
	農林水産	878	891	-13	土地改良業務等の体制見直し等
	土木	668	679	-11	深城ダム建設業務の終了等
	小 計	3,501	3,544	-43	
特 別 行 政 部 門	教育	8,943	8,945	-2	学校の統合、冬季国体の終了等
	警察	1,879	1,856	23	警察活動強化のための警察官の増員
	小 計	10,822	10,801	21	
公 営 企 業 会 計 部 門	病院	903	907	-4	中央病院開院準備業務の終了等
	企業局	113	114	-1	企業局業務の体制見直し
	小 計	1,016	1,021	-5	
合 計		15,339	15,366	-27	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要 ※ 平成17年4月1日現在の総定員が対象

- ① 総定員適正化目標  
平成22年4月1日までの5年間で、職員数の4.6%の純減を目標とする。
- ② 総定員適正化手法の概要  
抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進、IT化の推進などを通じて極力職員数を抑制するとともに、退職者の補充についても十分検討し計画的な職員数の抑制を図る。
- ③ 総定員適正化計画(削減数)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合 計
計 画 数	56	149	164	166	177	712

2. 給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
平成17年度	H18.3.31 879,239人	千円 445,984,304	千円 376,824	千円 131,097,316	% 29.4

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
平成18年度	人 14,278	千円 64,559,599	千円 10,225,642	千円 26,523,499	千円 7,095

- ※1 職員手当には退職手当を含まない。
- ※2 給与費は当初予算に計上された額
- ※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平成17年4月1日	
山梨県	100.0	(参考) 全国県平均 99.6

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 362,539	円 428,052	歳 42.8	円 384,499	円 427,293	歳 41.8	円 370,078	円 481,287	歳 42.5

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日額	決定初任給	採用2年経過日額
一般行政職	大学卒	円 177,400	円 190,200	国公Ⅱ種 170,700円	円 184,400
	高校卒	円 143,300	円 154,300	国公Ⅲ種 138,800円	円 148,500
教育職 (小中学校)	大学卒	円 198,000	円 212,400	191,100円	円 205,000
	高校卒	円 153,600	円 168,700	147,400円	円 160,800
教育職 (高等学校)	大学卒	円 198,000	円 212,400	191,100円	円 205,000
	高校卒	円 153,600	円 168,700	147,400円	円 160,800
公安職	大学卒	円 203,000	円 217,400	201,500円	円 214,700
	高校卒	円 170,400	円 185,900	156,700円	円 170,400

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	274,955円	348,430円	390,315円
	高校卒	217,200円	270,036円	345,118円
教育職	大学卒	318,224円	376,448円	405,829円
	高校卒	241,992円	304,200円	360,579円
公安職	大学卒	303,267円	342,050円	403,140円
	高校卒	251,725円	316,606円	357,692円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
11級	部長	15	0.4%	18	0.5%	11	0.3%
10級	次長	57	1.5%	58	1.5%	51	1.3%
9級	参事	91	2.4%	98	2.6%	99	2.6%
8級	課長・主幹	838	22.4%	844	22.3%	842	21.7%
7級	課長補佐	366	9.8%	380	10.0%	378	9.7%
6級	主査・副主査	1,053	28.2%	997	26.3%	927	23.8%
5級	副主査・主任	416	11.1%	453	12.0%	435	11.2%
4級	主任	288	7.7%	307	8.1%	371	9.5%
3級	主事・技師	388	10.4%	391	10.3%	528	13.6%
2級	主事・技師	162	4.3%	188	5.0%	189	4.9%
1級	主事・技師	61	1.6%	57	1.5%	58	1.5%
一般行政職職員数		3,735	100.0%	3,791	100.0%	3,889	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 昇給期間短縮の状況

(平成17年度)

	一般行政職	教育職 (小・中・高等)	公安職
職員数(A)	3,920人	7,719人	1,585人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	1,430人	1,760人	454人
比率(B)/(A)	36.48%	22.80%	28.64%

(9) 職員手当の状況

(平成17年度)

区分	山梨県		国	
	(平成17年度支給割合)	勤奨手当	(平成17年度支給割合)	勤奨手当
	期末手当		期末手当	

期末手当	6月期 (0.175) 1.4月分 (0.735) 0.7月分 (0.35)	6月期 (0.175) 1.4月分 (0.735) 0.7月分 (0.35)
勤勉手当	12月期 (0.185) 1.6月分 (0.75) 0.7月分 (0.40) 計 (1.36) 1.4月分 (0.75)	12月期 (0.185) 1.6月分 (0.75) 0.7月分 (0.40) 計 (1.36) 1.4月分 (0.75)
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置 (支給率) 20.0% 自己都合退職 21.0% 自己都合退職 33.7% 勤続最高限額加算措置 47.5% 勤続最高限額加算措置 59.2% 退職時特別昇給 2,213千円	職制上の段階、職務の級等による加算措置 (支給率) 20.0% 自己都合退職 21.0% 自己都合退職 33.7% 勤続最高限額加算措置 47.5% 勤続最高限額加算措置 59.2% 退職時特別昇給 28,006千円

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (17年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	32.1 %
	支給職員1人当たり平均支給年額	88,878 円
	手当の種類 (手当数)	47
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 精神保健福祉業務従事手当 夜間看護手当 有害薬害物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 し尿浄化槽等検査手当 特殊自動車運転等作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 分娩介助手当 消防実技訓練指導手当 道路上作業手当 病院業務従事手当 温室内作業手当 多学年学級担当手当 昼間部夜間部兼務手当 学校兼務手当 通信教育従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 刑事手当 犯罪鑑識手当 特殊自動車運転手当 看守、護送手当 術科指導手当 警ら手当 少年補導手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 繭検定作業手当 自動車整備業務従事手当 早朝勤務手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,085,586 千円
	職員1人当たり支給年額	319 千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

扶養手当	内 容	国の制度との異同
	1 配偶者 月額 13,500円 2 配偶者以外の扶養親族 2人目まで月額 6,000円 3人目以降月額 5,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額) ※100円未満は切り捨て	1 国と同じ

	<p>2 自宅 月額 4,000円 ※所有に準ずる住宅 職員の扶養親族の所有する住宅等</p> <p>3 単身赴任における配偶者等の居住する住居手当 1又は2の1/2の額</p>	<p>2 月額 2,500円 ※新築・購入から5年間を限度に支給</p> <p>3 自宅に関しては支給制度無し</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 ※1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・四輪自動車 通勤距離に応じて2km以上20km以下は、3,000円～11,800円(20kmを超える場合は1km毎に580円を加算) ・四輪自動車以外 通勤距離に応じて2km以上60km未満は2,000円～23,600円(60km以上は24,500円が限度額)</p> <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給(限度額20,000円) ※特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～23,600円(60km以上は24,500円が限度)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 国と同じ</p>

(10) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況(平成17年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	平均年齢	小・中学校教育職 (給料、教職整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	平均年齢	一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
				平均年齢	平均月額	高等学校教育職	小・中学校教育職
A	391,734円	B	400,861円	C	362,539円	107.3	105.6
	41.1歳		42.1歳		42.8歳		

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(11) 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	知事	1,260,000円	
	副知事	970,000円	
	出納長	850,000円	
	公営企業管理者	820,000円	



報酬	議長 副議長	議長 副議長	議長 副議長	920,000円 830,000円 780,000円
期末手当	知事 副知事 出納長 公営企業管理者	知事 副知事 出納長 公営企業管理者	事 務 長 副 長 事 務 長 副 長 事 務 長 副 長 事 務 長 副 長	(平成17年度支給割合)
				6月期 12月期 計
退職手当	知事 副知事 出納長 公営企業管理者	知事 副知事 出納長 公営企業管理者	事 務 長 副 長 事 務 長 副 長 事 務 長 副 長	(算定方式)
				給料月額(円) × 在職月数 × 65/100 (同一職通算) × 45/100 (同一職通算) × 30/100 (同一職通算) × 35/100 (同一職通算)

※1 平成16年4月1日から平成17年12月31日までの間においては、次のとおり知事等の給与及び議会議員の報酬のカットを行っている。

知事：5% 副知事、出納長、公営企業管理者、常勤監査委員：3%  
議長：5% 副議長：4% 議員：3%

※2 平成18年1月1日から平成19年12月31日までの間においては、次のとおり知事等の給与カットを行っている。

知事：10% 副知事、出納長、公営企業管理者、常勤監査委員：7%

### 3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成17年1月1日～平成17年12月31日の平均使用日数  
知事部局：8.5日 教育委員会（県立学校教員含む）：9.5日  
警察部局：5.3日 企業局：12.9日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成17年度)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数		部分休業 取得者数	平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員 (育児休業 対象者数)	うち育児休 業取得者数		うち部分休 業取得者数	
		うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数			うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数		
男性職員	1 1			1	160	1			1
女性職員	182 205		1	5 1	182	182			
合計	183 206		1	6 1	342	183			1

※1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者」欄の上段は、平成17年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は、育児休業（部分休業）の期間が平成16年度から17年度にかけて引き続いている者の数

※2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」欄の上段の平成17年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業）をした職員」と「平成16年度中に育児休業が取得可能となったが、平成17年度に新規に育児休業（部分休業）をした職員」の両方が含まれるので、「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」及び「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成17年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男子職員	2	2	2		
女子職員	21	21	21		
合計	23	23	23	0	0

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成17年4月1日～平成18年3月31日) (単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
1		89		90	1

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成17年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			89		89	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	1				1	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計	1		89		90	
法第28条第4項により失職した者						1

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (17年4月1日～18年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
13	3	11	3	30

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)		2	10	3	15
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)		1			1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	13		1		14
合計	13	3	11	3	30

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成17年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知

(2) 兼業の許可件数 (平成17年度)

任命権者	件数
知事	23
教育長	4
警察本部長	1
公営企業管理者	1
合計	29

6 研修

(1) 研修実績 (平成17年度)

区分	内容	修了者等
自己啓発	職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	116名
職場研修	日常の職務を通じて必要な知識、技術等を習得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修(職場研修指導者養成研修、公務員倫理指導者養成研修等)	-
部局研修	職務遂行上必要とされる基礎的・専門的知識、技術を付与する各部局が行う研修	3,252名
一般研修 (職員研修所研修)	新任職員研修、主事・技師研修、主任研修、リーダー研修、課長補佐研修、所属長研修、部局長・次長研修及び技能労務職員研修	617名
特別研修 (職員研修所研修)	政策形成能力養成コース、意識改革コース、職務活用能力養成コース及び合同交流研修	842名
国内研修	自治大学校、総務省、民間企業、シンクタンク、大学院等	85名
海外研修	自治体国際化協会、韓国忠清北道、若手職員海外派遣、海外自主研修等	28名

7 勤務成績の評定の概要

- 知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。
- 企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成17年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催(知事部局、教育委員会及	衛生管理医(内科・精神科医師)による、定例の健康相談を開設

び企業局)	
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局及び警察部局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の間様々な悩みに対する相談窓口を確保

## (2) 職員の厚生福利の実施状況（平成17年度）

## ① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期・成人病等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底	知事部局：3,050人 教育委員会：2,940人 警察部局：1,319人 企業局：86人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,279人 教育委員会：549人 警察部局：580人 企業局：42人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トリプアミン等	知事部局：602人 教育委員会：78人 警察部局：287人
深夜業務従事者健康診断	交替制勤務等により、深夜業務（午後10時～午前5時の業務）に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液及び心電図	知事部局：203人 警察部局：531人 企業局：11人

## ② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
職員体育大会（知事部局及び企業局）	職員の元気回復及び健康増進を図るため、各種のスポーツ、健康増進教室等を実施した。	職員及び家族	小瀬スポーツ公園	平成17年10月30日	約4,000人
職員互助会補助事業（知事部局及び企業局）	職員の福利厚生増進を図るため、職員互助会が実施するライフプラン講習会、職員文化展等の福利厚生事業に補助した。	職員及び家族	自治会館、県立美術館等	平成17年7月15日、10月14日、11月9日、平成18年1月28日、2月2日等	約5,000人
教職員互助団体補助事業	職員の福利厚生増進を図るため、教職員互助団体が実施する教職員囲碁大会等の福利厚生事業に補助した。	職員及び家族	教育会館、JA会館等	平成17年7月9日、11月12日、11月23日等	約8,000人
職員互助会補助事業（警察部局）	職員の福利厚生増進を図るため、職員互助会が実施する職員文化展等福利厚生事業に補助した。	職員及び家族	岡島7階催事場等	平成18年1月18日～1月24日	約2,000人

● 平成十七年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）  
第四条の規定により、人事委員会から次のとおり平成十七年度における人事委員会の業  
務の状況について報告があった。

平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

# 山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

## 1 競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

#### ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格 発表日
警察官 AB (10月採用)	5月22日	6月12日	7月7、8日	7月29日
上 級	6月26日	[1回目] 7月16日 [2回目] 7月26、27日 [3回目] 8月8～10日		9月2日
初級・学校職員 ・資格免許	9月25日	[1回目] 10月21日 [2回目] 10月31日、11月1日		11月12日
民間企業経験者	9月18日	[1回目] 10月30日 [2回目] 11月13日		11月25日
警察官 AB (4月採用)	9月18日	10月8日	11月7、8日	12月2日
身障者選考	9月18日	10月5日		10月14日

#### イ 競争試験の実施状況

種 類	採用予定数	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 (人)	競争倍率 (倍)
警察官 A (10月採用)	26	194	153	78.9	127	26	5.9
警察官 B (10月採用)	12	150	114	76.0	62	12	9.5
上級	78	948	767	80.9	141	73	10.5
初級	3	45	40	88.9	10	3	13.3
学校職員	12	141	128	90.8	24	14	9.1
資格免許	5	47	44	93.6	15	5	8.8
民間企業経験者	3	111	97	87.4	12	3	32.3
警察官 A (4月採用)	20	353	283	80.2	107	20	14.2
警察官 B (4月採用)	12	164	143	87.2	66	12	11.9
身障者選考	1	16	15	93.8	7	1	15.0
合 計	172	2,169	1,784	82.2	571	169	10.6

### (2) 採用選考の実施状況

職	部局	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他	計
部長及びその相当職		1				1
課長及びその相当職		4	2	5		11
課長補佐及びその相当職			21	7		28
係長及びその相当職		3	6	1		10
上記以外		98	1	5		104
合 計		106	30	18		154

## (3) 昇任選考の実施状況

職	部局	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他	計
部長及びその相当職		35	1		2	38
課長及びその相当職		84	30	8	4	126
課長補佐及びその相当職		229	29	27	16	301
係長及びその相当職		196	22	32	5	255
上記以外		105	17	34	6	162
合 計		649	99	101	33	882

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

## (1) 公民給与較差に基づく給与改定

① 公民給与の較差 (△ 1,465 円、△ 0.37%)

② 改定の内容

イ 給料表

・全給料表の給料月額を引き下げ (平均改定率△ 0.35%)

ロ 諸手当

(7) 扶養手当 配偶者 13,500円 → 13,000円

(4) 医師の初任給調整手当 医療職 (一) 最高 307,900円 → 306,900円

医療職 (一) 以外 最高 50,200円 → 50,000円

(7) 期末勤勉手当 (特別給) 年間支給割合 4.4 月 → 4.45 月

## (2) 給与構造の改革のための改定

① 改定の内容

イ 給料表

・給料表の水準を引下げ (平均改定率△ 4.8%)

・昇給カーブのフラット化、一部級の統合及び号給の4分割

ロ 昇給制度

・特別昇給と普通昇給の統合

・昇給期を年1回に統一

・給料表の枠外昇給制度の廃止

ハ 諸手当

・調整手当を地域手当に改定 (本県の人事異動の実態、民間の賃金水準などの実情を十分に考慮)

二 経過措置等

・給料の引下げ及び新制度の導入等については段階的に実施

(3) 公務運営の改善について

- ① 次世代育成支援対策の推進
- ② 総実勤務時間の縮減
- ③ 健康管理対策の充実
- ④ 条件附採用期間における適正な能力評価
- ⑤ 服務規律の確保

(4) 勧告

- ① 勧告日 平成17年10月18日  
 実施時期 (公民給与較差に係るもの) 平成18年 1月 1日  
 (給与構造の改革に係るもの) 平成18年 4月 1日

② 公民格差

民間給与	職員給与 (比較給与)		本 格 差	
		平均年齢	(A - B)	比 率 (C / B × 100)
A 円 391,256	B 円 392,721	42.6 歳	C 円 △ 1,465	% △ 0.37
遡及決定分			D 円 -	D / B × 100 -%
公民格差 (C + D)			E 円 △ 1,465	E / B × 100 △ 0.37 %

積残事業所比率 ( - ) % 積残事業所の平均給与改定率 ( - ) %

③ 給与改定

改定後の平均給与月額	平均改定額	
		平均改定率
F 円 391,332	G (F - B) 円 △ 1,389	F / B × 100 △ 0.35 %

④ 特記事項

平成17年4月から改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、平成17年4月の給与に較差率を乗じて得た額に平成17年4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と平成17年6月期の特別給の額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を平成17年12月期の期末手当の額で調整

⑤ 平均給与月額

平均年間給与額(勧告後)	平均年間給与額(勧告前)	増加(減少)額	増加(減少)率
H 円 6,523,000	I 円 6,520,000	J (H - I) 円 △ 3,000	J / I × 100 △ 0.05 %

※行政職平均(新卒採用者を除く)を推計



3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 継続状況

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新規 要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全 部 容 認	一 部 容 認	全 部 否 認		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
平成 年措第 号			平成 年 月 日	
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新規 要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全 部 容 認	一 部 容 認	全 部 否 認		
分 限 処 分	降給										0
	降任										0
	休職										0
	分限免職	1	4	5	3					3	2
懲 戒 処 分	戒告										0
	減給										0
	停職										0
	懲戒免職										0
転任											0
その他											0
計	1	4	5	3	0	0	0	0	0	3	2

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
平成17年不第2号	県教育委員会	傷病休暇不承認	平成17年5月18日	却下
平成17年不第2号 再審請求	県教育委員会	傷病休暇不承認不服申立却下	平成17年7月29日	却下
平成17年不第2号	県教育委員会	退職願承認	平成17年9月2日	却下

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年十月二十八日まで縦覧に供する。

平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 東京インテリア家具甲府店
- 2 所在地 甲府市国母七丁目九百二十六番一外及び中巨摩郡昭和町西条字中曾根三千七百六十五番外
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成十八年六月十五日
- 三 意見の概要  
廃棄物等の保管及び処理について

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成十八年九月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 調査を行った者の名称  
甲府市及び身延町
- 二 調査を行った時期  
甲府市 平成十六年十月四日から平成十七年三月九日まで  
身延町 平成十三年十月一日から平成十四年三月二十六日まで
- 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
甲府市飯田一丁目、飯田二丁目、塩部一丁目、塩部二丁目、塩部三丁目及び塩部四丁目の全域  
身延町波木井の一部地区
- 五 認証年月日

平成十八年九月十二日

## 教育委員会

山梨県教育委員会訓令申第五号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
公 立 小 学 校  
公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十八年九月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令  
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。  
別表中「二、八〇〇円」を「二、七九〇円」に、「二、四六〇円」を「二、四五〇円」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

### 山梨県教育委員会告示第七号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成十八年九月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示  
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県教育委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。  
本則の表県立学校実習助手・寮母選考検査の項の次に次のように加える。

県立高等学校入学者選抜  
全日制課程)

面接、作文、特技若しくは 個性表現の評価の段階又は 科目別得点及び得点合計	入学許可予 定者発表の 日から一月 間	各県立高 等学校
---	------------------------------	-------------

本則の表県立高等学校入学者選抜(学力検査)の項を次のように改める。

県立高等学校入学者選抜 定時制課程)	面接の評価の段階並びに科 目別得点及び得点合計	同右	同右
-----------------------	----------------------------	----	----

本則の表県立盲・ろう・養護学校高等部入学者選抜(学力検査)の項記録項目の欄中「同右」を「科目別得点及び得点合計」に改める。

**附則**

この告示は、公布の日から施行する。

**その他**

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この告示は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年九月二十八日

山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局医事サービス課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年八月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

日本美装株式会社山梨支店 山梨県甲府市塩部二丁目三番二十号の一〇一

五 落札金額

二億千三百五十七万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる告示を行った日  
平成十八年七月十三日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この告示は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年九月二十八日

山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局医事サービス課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年八月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

東部環境サービス株式会社 山梨県都留市田原一丁目一番六号

五 落札金額

一キログラムあたり 百八十三円七十五銭

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に  
よる告示を行った日

平成十八年七月十三日